

介護保険施設整備計画の変更について

○小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護事業所への変更

第7期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、第7期中に小規模多機能型居宅介護事業所から、看護小規模多機能型居宅介護事業所への移行について検討することとしていたが、今期中に看護小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する。

理 由：第7期計画策定中には、小規模多機能型居宅介護事業所は開設しておらず、運営状況が不透明であり、利用者及び看護職員等の人員確保等について時間を要すると判断し、今期は看護小規模多機能型居宅介護事業所への移行についての検討をすることとしたが、現段階で人員の確保ができ、事業所開設基準に達する目処が立ったため、今期中に移行することとした。看護小規模多機能型居宅介護事業所（別紙：参考資料）